



2024年5月9日

各位

会社名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 幸浩
(コード番号3107 東証プライム)
問合せ先 取締役 法務コンプライアンス室長 安田 充成
(TEL 06-7739-7300)

取締役向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、対象会社の非常勤取締役、および国内非居住者を除く。以下同じ。以下「対象取締役」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続することを決定するとともに、本制度の一部改定に関する議案を2024年6月27日に開催予定の第114回株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、中期経営計画の対象となる期間（以下「対象期間」という。）を対象とし、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて対象取締役に当社株式等を業績目標の達成度等に応じて当社株式およびその換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

本制度の改定は、対象取締役の報酬と当社業績の間により連動性を持たせ、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としており、株主の皆様との利害価値共有を更に深めることにつながるものです。

このため、本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。

① 当社株式等の交付等の対象者

改定前	改定後
当社および子会社3社(ダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所)の取締役(社外取締役、非常勤取締役、および国内非居住者を除く。)	当社および当社の主要子会社の取締役(社外取締役、非常勤取締役、および国内非居住者を除く。)
【本項目の改定理由】 今後の戦略的な事業ポートフォリオの再編を目的とした組織再編等に機動的に対応ができるよう、本制度の対象となる子会社を限定せずに、当社が主要子会社として位置付ける会社に本制度を導入するとともに、企業価値増大への意欲をグループ全体で更に高めるため、当社の主要子会社の取締役を、本制度の対象者に追加するものです。	

② 当社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業年度あたりの上限を <u>1 億 2,600 万円</u>とし、対象期間の年数を乗じた金額 (<u>うち 1 事業年度あたりの当社分の上限は 2,100 万円</u>) ・ <u>当初の対象期間である 2 事業年度を対象とした上限金額は 2 億 5,200 万円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業年度あたりの上限を <u>9,600 万円</u>とし、対象期間の年数を乗じた金額 (<u>主要子会社分を含めない</u>)
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長および株主の皆さまと利害価値を共有するため、本制度導入後の当社株価の上昇等を踏まえ、業績連動による株式報酬の金額上限を引き上げるものです。</p> <p>また、今後機動的に対応ができるよう、拠出する金員・当社株式等の上限は、当社主要子会社分を含めず、当社分のみといたします。</p> <p>なお、本制度改定後の対象期間である 3 事業年度（2025 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2027 年 3 月 31 日で終了する事業年度）を対象とした上限金額は 2 億 8,800 万円（主要子会社分を含めない）となります。</p>	

③ 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業年度あたりに付与されるポイント数の上限を <u>79,000 ポイント</u>とし、対象期間の年数を乗じたポイント数 (<u>うち 1 事業年度あたりの当社分の付与されるポイント数の上限は 13,000 ポイント</u>) ・ <u>当初の対象期間である 2 事業年度を対象として付与されるポイント数の上限は、158,000 ポイント</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業年度あたりに付与されるポイント数の上限を <u>34,000 ポイント</u>とし、対象期間の年数を乗じたポイント数 (<u>主要子会社分を含めない</u>)
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長および株主の皆さまと利害価値を共有するため、業績連動による株式報酬において交付する当社株式数の上限を引き上げるものです。</p> <p>また、今後機動的に対応ができるよう、拠出する金員・当社株式等の上限は、当社主要子会社分を含めず、当社分のみといたします。</p> <p>なお、本制度改定後の対象期間である 3 事業年度（2025 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2027 年 3 月 31 日で終了する事業年度）を対象として付与されるポイント数の上限は、102,000 ポイント（主要子会社分は含めない）となります。</p> <p>なお、1 ポイントは当社普通株式 1 株とし、上記の 1 事業年度あたりに付与されるポイント数に相当する株式数の上限の発行済株式の総数（2024 年 3 月 31 日時点。自己株式控除後）に対する割合は約 0.04%となります。</p>	

④ 業績達成条件の内容

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・当初対象期間の指標は連結売上高、連結営業利益等の目標に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定 ・上記の指標は、対象期間ごとに見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年3月31日で終了する事業年度から始まる対象期間の指標は連結営業利益等の目標に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定 ・上記の指標は、対象期間ごとに見直しを実施
<p>【本項目の改定理由】 2025年3月31日で終了する事業年度から始まる対象期間の業績連動目標は、グループ会社全体として中長期的な成長に重要な指標である「連結営業利益」等といたします。</p>	

(3) 本制度改定に係るその他の事項

その他、対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期（退任時に交付）等、その他内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2022年5月12日公表の「取締役向け業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

《ご参考》

第112回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
本制度の対象者	当社および子会社3社（ダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所）の取締役（社外取締役、非常勤取締役および国内非居住者を除く。）
本制度の対象期間	中期経営計画に合わせて各3事業年度 （導入当初は2023年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの連続する2事業年度）
当社株式の取得方法	当社（自己株式処分）または株式市場から取得
対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期	原則として、退任時 ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する

以上